

議案第 7 号

野田市斎場の指定管理者の指定について

次のとおり野田市斎場の指定管理者を指定する。

公の施設の名称		野田市斎場
指 定 管 理 者	所在地	茨城県龍ヶ崎市中根台四丁目10番地1
	名 称	タカラビルメン株式会社 代表取締役 小松 良則
指定の期間		平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

平成30年12月4日提出

野田市長 鈴木 有

提案理由

野田市斎場の指定管理者として、タカラビルメン株式会社を指定しようとするものである。

野田市斎場指定管理者候補者選定結果について

1 指定管理者募集施設
野田市斎場

2 募集方法
公募

3 応募状況
4者

株式会社元創
東京都杉並区高円寺南三丁目24番31号

のだ斎苑管理グループ
代表団体 イージス・グループ有限責任事業組合
三重県四日市市朝日町1番4号

タカラビルメン株式会社
茨城県龍ヶ崎市中根台四丁目10番地1

株式会社協働管財
東京都新宿区若葉一丁目10番11号

4 選定した指定管理者候補者
タカラビルメン株式会社
茨城県龍ヶ崎市中根台四丁目10番地1

5 選定理由

事前に提出された事業計画書等応募書類及び応募者によるプレゼンテーションを委員5名で審査した結果、当該応募者が最高得点を得ており、総得点も合格基準点を満たしていたので、指定管理者候補者として適当と判断し、指定管理者候補者として選定した。採点結果及び選定委員会会議録は、別紙のとおり。

野田市斎場指定管理者候補者採点結果

(単位：点)

選定基準	評価項目	配点 (適格要件)	評 価			
			A団体	B団体	タカラビル メン(株)	D団体
利用者の平等利用が確保されること。	・ 利用者の平等な利用が図られる内容となっているか。	適格要件	○	○	○	○
施設の効用(設置目的)が最大限発揮されるものであること。	・ 施設の設置目的を理解した内容となっているか。	5	3.2	3.4	3.6	3.0
	・ 利用者のニーズを把握し、サービス向上(サービスの質の確保)のための適切な方策等が講じられているか。	5	3.6	3.6	3.6	3.0
個人情報の適切な保護が図られていること。	・ 個人情報の適正な保護のための具体的な方策等が講じられているか。	適格要件	○	○	○	○
緊急時の危機管理体制が確立されていること。	・ 施設の安全管理について具体的な対応が図られているか。	5	3.2	3.8	3.4	3.0
	・ 緊急時の危機管理のための具体的な方策等が講じられているか。	5	3.8	3.6	3.6	3.0
現金の取扱い等の経理処理が適切に行われていること。	・ 現金の取扱い等の経理処理が適切に行われるための具体的な方策等が講じられているか。	5	3.0	3.0	3.0	3.0
管理経費の縮減が図られるものであること。	・ 指定管理に係る経費の設定額は妥当なものとなっているか。	5	3.0	3.0	3.0	3.0
	・ 管理経費縮減のための具体的な方策等が講じられているか。	5	3.6	3.6	3.8	3.0
地元住民の雇用、物品及び役務の調達に際し、地元業者へ配慮すること。	・ 地元住民の雇用が計画されているか。 ・ 物品及び役務の調達に際して、地元業者への発注が配慮されているか。	5	3.0	3.2	3.2	3.2
事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること。	・ 同種(類似)業務の実績は妥当か。 ・ 施設管理に関する知識を十分に有しているか。	5	3.0	3.8	3.6	2.8
	・ 経営基盤が安定しており、事業計画書に沿った管理を行う能力を有しているか。	5	3.0	3.4	3.8	2.8
	・ 職員配置等が妥当なものとなっているか。	5	3.2	3.0	3.6	2.8
	・ 職員の指揮監督及び管理体制が妥当なものとなっているか。	5	3.2	3.2	3.2	3.0
	・ 人材育成(研修)の方策等は妥当なものとなっているか。	5	3.0	3.2	3.2	3.0
	・ 一括して第三者に委託することなく、妥当なものとなっているか。	適格要件	○	○	○	○
合 計	5点×13項目 計65点満点 (100点満点換算)		41.8 (64.3)	43.8 (67.4)	44.6 (68.6)	38.6 (59.4)

第1回野田市斎場及び野田市関宿斎場指定管理者候補者 選定委員会会議録概要

開催日時 平成30年8月1日(水)午後1時15分から午後2時まで
開催場所 野田市役所7階 706会議室
出席委員 副市長(委員長)、企画財政部長、行政管理課長、管財課長
欠席委員 総務部長(副委員長)
事務局 市民生活部長、市民課、行政管理課

1 開会

<委員長から開会の言葉>

2 議事

募集要項、仕様書及び応募書類の検討について

<事務局から募集要項、仕様書及び応募書類について説明>

<審議の概要>

- 収支予算書の支出における35年度までの人件費について、最低賃金の上昇に伴う公契約の最低額の見直しをする際、市が差額を負担することが生じる可能性がある。その参考とするために、毎年度に賃金の上昇を見込んで積算しているかなどを説明する欄を設けることや、5年分の経費や人件費を各年度で平準化するのではなく、各年度の経費等の上昇分を見込んだ金額を記入というような形にすることはできるか。
 - 応募書類である配置予定労働者報告書を5年分提出してもらうことで、正規職員と非常勤職員の人件費を確認したい。
- 最低賃金の上昇に伴う公契約の最低額の見直しは、常勤職員も非常勤職員も適用される。人件費及び定期昇給分も上げたほうがいいのではないか。
 - 今後、調整することとしたい。
- 火葬場の管理運営の実績が3年以上であることを追加した理由は何か。
 - 残骨灰関連を主とした事業者からの問合せがかなり多くなってきている現状があり、管理運営面で経験の浅い事業者では来客への応対面に不安を感じるころである。市としては、不幸があった親族へ配慮した応対ができる事業者を選定したいという理由で、ある程度実績がある事業者に応募していただけるよう考えたもの。ただし、公募という立場から、あまり制限を掛けるような内容になるのを避けるため、火葬場の管理運営の実績が3年以上あることとした。
- 二次審査では、類似の業務実績が妥当かどうかで評価しており、一次審査で今までなかった3年以上の実績を加えるというのは、競争を制限することになり、

逆に公正な競争を妨げるようなことにはならないか。

理由が残骨灰ということでは、あまり説得力がなく、火葬場の業者数も多いとは思えないので、二次審査で業務の実績評価をすることで、十分に評価できる。

3年以上の火葬場管理運営実績は必要ないのではないか。

→ 各委員賛成のため、3年以上の火葬場管理運営実績については削除することとした。

○ 降雪時の対応はどうなっているのか。土木部の地震、風水害、その他の災害応急処理工事及び調査に関する業務協定に含まれていないので、以前の降雪時に、指定管理者が対応したと聞いている。

→ 29年の大雪の際には、委託料の予算はなく、指定管理者の職員が除雪作業を行った。それを踏まえ、これからは経費の中で指定管理者が行うような話はしている。

○ 今回の指定管理料の中に含まれているのか。

→ 指定管理料の委託の中には含まれていない。

○ それでは委託できない。土木部との災害協定の中に含めて済む話ではないか。管理課と調整して費用が掛かる施設の一つに含めればいい。指定管理者に行わせるが経費の中で行うとして見積りが無いのでは無料で行うことになる。

→ 了承した。土木部と調整して含めてもらうよう依頼する。

<審議の結果>

募集要項、仕様書及び応募書類について、指摘事項の修正も含めて原案どおり決定する。

3 閉会

第2回野田市斎場及び野田市関宿斎場指定管理者候補者 選定委員会会議録概要

開催日時	平成30年10月15日(月)午後1時から午後5時15分まで
開催場所	野田市役所5階 511会議室
出席委員	副市長(委員長)、総務部長(副委員長)、企画財政部長、行政管理課長、 管財課長
欠席委員	無し
事務局	市民生活部長、市民課、行政管理課

1 開会

<事務局から開会の言葉>

2 議事

(1) 野田市斎場指定管理者指定申請に係る第1次審査結果について(報告)

<事務局から応募状況及び第1次審査結果について説明>

- ・応募団体は4者
- ・第1次審査の結果、4者とも適格要件を満たしていた。

(2) 野田市斎場指定管理者指定申請に係る第2次審査(プレゼンテーション)

①応募団体(株式会社元創)の審査

—株式会社元創が入室—

<事業計画書等の概要について説明>

<審議の概要>

- 利用者ニーズの把握とサービス向上の方策を業務に反映するまでの仕組みをどう考えているか。
→ 苦情や業者からの声を情報ノートに記録し場長が全員に共有させ、すぐ対応できるものは即日、協議検討が必要なものは本社を交え市と協議の上迅速に対応したい。
- 収支予算書31ページの人件費について、常勤職員の昇給計画はどう考えているか。
→ 毎年の昇給ではなく、指定期間中の33年度に昇給を予定している。
- 通夜業務職員の業務の内容は何か。
→ 事務所で17時から最大21時まで、電話の対応や葬儀業者の対応を予定している。

- 職員配置計画書42ページの配置時間は、17時から21時までと15時30分から21時までとなっているが、この勤務体制で求人できるのか。
- これまでの実績から、特に65歳以上の高齢者が夕方からの出勤が適しており求人は集まりやすいと考える。
- もし求人がない場合は、本社からの対応は考えているか。
- 柔軟に対応していきたいと考えている。
- その場合、人件費に影響が出ると思われるがどのような対応になるのか。
- 提案額で対応できると考えている。
- 職員の配置が12名で、ローテーションは常時8名の計画となっている。野田市では年間約1,470件あるが、常時8名体制で問題はないか。
- 一番重要なのが火葬業務であるが、一人当たり年間で400件程度は対応できると計算しており、通常は火葬業務が3名、場長も火葬業務ができる者を配置し最大で4名となる。また、火葬業務ができるスタッフを応援に入れることも考えている。
- 火葬件数がどの程度増えた時まで対応できるか。
- 概ね1,600件までは十分できると考えている。
- 有資格者は、何名いるのか。
- 危険物取扱者が6名、火葬技術管理士が5名、防火管理者が8名在籍している。
- 動物火葬を増やす対策でチラシの配布とあるが、類似の実績の施設でも同様か。
- 三浦市では動物火葬炉がないため、今回は初めての試みである。
- チラシの配布範囲は、東葛飾地域を考えているか。
- まずは野田市内で、その後、東葛飾地域と徐々に広げるよう考えている。
- 職員配置計画書には、火葬業務職員の経験年数が1年以上と記載されているが、実際の経験年数は。
- 現在、現場の社員は、一番経験の短い方で6か月。火葬業務は定着率が良い仕事であり、長く勤めていただけるため経験年数も長くなっている。
- 火葬業務を専門に行っている契約社員の経験年数は1年が多いのか。5、6年のベテランはいるのか。
- 比較的ベテランが多く、契約社員10数年火葬炉業務で斎場に勤めていた者もいる。
- 火葬業務は長く行っているのか。
- 会社の創業は、元々残骨灰の処理業務として10年前に開始した。火葬運営業務に関しては、創業当時から行っているが、3、4年ぐらい前から実績を積んできた状況である。指定管理ではなく業務委託の契約形態で運営まで行っており、それが業務実績表の14か所であり、現在は11か所となっている。
- 火葬は、場長や副場長が事故や入院等で長期不在となった場合、どう対処するのか。
- 本社の施設管理部という部署に火葬業務ができる者がおり、この者が現場に入

る。

—株式会社元創が退室—

②応募団体（のだ斎苑管理グループ）の審査

—のだ斎苑管理グループが入室—

<事業計画書等の概要について説明>

<審議の概要>

- 地元自治会との意見交換会は、他市の施設で行っているのか。また、意見交換会では、どのような点に一番配慮すべきと考えるか。
 - 過去に実施した際は、霊柩車の走行経路や煙の排出に注意してほしいとの要望があった。
- 職員配置計画書は、常勤が4名、非常勤が3名となっているが、職種には火葬業務が常勤2名、非常勤が3名となっており、受付業務や清掃関係業務などどのような対応になるのか。
 - 清掃も兼務とし全員で対応を考えている。火葬件数により人数を調整し、7名雇用して、一日5名のローテーションで対応し本部から応援体制も考慮する。
- 野田市は年間1,470件くらいの火葬件数になるが、この体制で問題ないか。
 - 過去の火葬件数の上昇率を踏まえ、今後の5年間で最大1,650件を想定しているが、対応に問題ないと考える。
- 事業計画書8ページの火葬件数増加に対する対応策として、火葬件数2,700件を想定しても、人員不足で対応が困難になることはないと考えているか。
 - 動物を含めた火葬件数であり、指定管理者や総合評価型の入札等を経験した上で対応できる人数だと考えている。また、人員を増やすことはその都度考えられ、それを専属で雇用するか応援で対応するかは未定だが、提案した範囲内で対応する。
- 野田市と同等の15万都市で火葬件数が年間1,500件程度のところはあるか。
 - 千葉県山武郡市広域斎場の件数が、1,500件程度である。
- 何名配置しているか。
 - 火葬業務のみで場長も含め6名配置している。また、状況によっては応援体制で対応しており、収支が変わるということではない。宇都宮市斎場についても清掃なども含め6名で行っている。
- 実績・計画等4ページの配置職員の勤務ローテーションは、清掃業務員の記載がないが、この人数で全て対応するのか。
 - あくまでも原則であり、清掃業務も含め火葬件数によって柔軟に対応する。

- 非常勤は新規雇用ということで地元の声を基本に考え、十分な業務水準に達するまではグループ本部から応援を配置し、教育指導並びに日常業務の補助をする
とあるが、十分な業務水準になるというのはどの程度の期間と考えているのか。
- 一般的には1か月から3か月程度と考え、内部試験をクリアした者でなければ
接遇をさせないため、立ち上げ時の7名の中に新規雇用が含まれることはない。
- 配置計画書では常勤の実務経験年数が3年前後となっているが、それが一般的
か。
- この業務を開始して12年目となり、過去、火葬業務経験者を雇用したことは
ないが、四日市市火葬業務を受託してから、管理運営を増やしてきた。3年で責
任者にすることは、我々の会社では一般的であり、5年間の間に80から10
0%地元雇用に切り替えられると想定している。実際に宮崎市葬祭センターでは、
当初は経験者を全国から集め、雇用した人が育ち、100%地元雇用にした。
- 防火対象物点検報告業務、浄化槽、空調設備保守点検や電気設備保守点検につ
いて、委託業務計画書の中に計上がなかったが、自社で対応するのか。
- 施設維持管理費に含まれている。
- 収支予算書の700万円の計上に含まれているのか。内訳はどうなっているか。
- 内訳は、年間で火葬炉の保守点検が37万5千円、清掃業務423万5千円。
空調設備保守点検が274万4千円。病虫害防除が11万円となっている。
- 清掃業務は含まれているか。
- 日常清掃以外の定期清掃を含めている。
- 事業計画書22ページの利用者ニーズの反映方法と市との共有について、他の
斎場で実際に反映した利用者ニーズがいくつかあるが、その自治体と協議して自
治体が経費を出したということか。
- 協議の中で指定管理者又は自治体のいずれかで対応することとしている。
- 指定管理者が費用を負担する場合の目安はどうなっているか。
- 年度の収支が大幅な黒字のときは還元という意味で、利用者のサービス向上と
してこちらで対応することもある。
- 市民サービスの一環として、黒字があればそれを利用者サービスのために施設
改善に充てることがあるという理解でよいか。
- 施設によって金額のパーセンテージが変わりはっきりとは示せないが、年間収
支、決算書作成時に科目ごとの支出状況を見ながら、科目違いで経費を充てるな
ど市に確認を取った上で、対処することはある。
- 有限責任事業組合という企業形態での社員とはどのようなものか。
- 有限責任事業組合という団体でも直接雇用することもできる。その組合法人で
雇用している人もいて、中にあるNSK株式会社という斎場の管理運営を専門と
して事業者が、雇用し、受託することになった場合には、NSK株式会社の社員
として雇用し業務を遂行していくこととなる。
- 類似業務の実績について、25年度、入間東部広域斎場を含めて大阪市の斎場

4か所が、5年間ということだが、30年度は指定管理者ではないのか。
→ 大阪市は継続している。入間東部広域斎場と広島市の5斎場は、29年の3月で全部完了した。

—のだ斎苑管理グループが退室—

③応募団体（タカラビルメン株式会社）の審査

—タカラビルメン株式会社が入室—

<事業計画書等の概要について説明>

<審議の概要>

- 人の配置について、配置だと12名、通常のローテーションは8名配置することで火葬件数は増加しているが、最大で何件の対応が可能か。
→ 野田市の火葬は一日9件が最大であり、現在3基で3回行っている。炉の傷みなどを考慮しても一日12件程度、年間では2,000件弱可能と考える。
- 人件費が高いと思うが。
→ 5年間の昇給分を見込んでいる。
- 現在の配置だと2,000件まで可能ということだが配置は適正か。業務を効率化させれば少ない人数で対応できるのではないか。
→ 提案している人数が現状で適正と考える。ただし、火葬件数を増やした場合、人員体制には問題はないが、待合室の使用や収骨の順番、動線の問題などの対応を検討する必要があると思われる。
- 一日に火葬を最大9件まで行う場合、本社からの応援体制はどうなっているか。
→ 最近、式場の貸切りなども増えてきていることから、本社から応援などの体制を取っている。
- 新電力により年間約100万円の削減になるというのは、今回の収支予算書の中で見込んだか。
→ 提出した予算の収支予算書は、これまでの平均金額で予算を計上しているが、ここから約100万円程度削減できると見込んでいる。
- LED化することで更に電気料の削減が見込まれるということか。
→ 電気料も削減できると考えている。
- 18年度から委託している業者については、委託金額などを見直す考えは。
→ 毎年、委託先として契約している業者については、他社からも見積りを徴収し、料金の比較などを行っている。今後も継続していきたい。
- LED化については、毎年入札している中で、今年100万円減だからといって来年入札の結果で50万円になることもあり、31年度の金額の安くなった部分でLED化を全部するという事か。年次で行う考えか。

→ 毎年変動があると見込んでおり、一度に導入するのではなく、毎年実施していく考えである。

○ 5年間で必ず全て実施するという考えでよいか。

→ 導入に関しては、新電力になった削減分で実施したい提案だが、今後、候補者となった場合は全体的な金額の調整の中で貴市と協議の上実施について検討する。

○ 収支予算書について、30年度の協定額と比べ相当増額している。人件費の増額ということだが、人件費の算出方法は。

→ 火葬件数が増加しており、現在、受付業務を常時2名体制で行っているが、今後も継続する考えであり、今期に提案した金額の中には、現状対応している受付業務員の増額分は、積算に含めていなかったことや、次期は本社から応援体制などは持ち出しとして対応していたため、今回の提案は、増員分を反映させた金額としている。

また、委託費の植栽管理が概算見積りで200万円ほど大きく見積りに上がっている。候補者となった場合は内容を精査し、削減できるよう対処する考えはある。

○ 人件費の応援費分については、本社で負担していたものを今回は計上したということか。

→ 内容というよりは、サービスの部分を考慮して増額計上をした。

—タカラビルメン株式会社が退室—

④応募団体（株式会社協働管財）の審査

—株式会社協働管財が入室—

<事業計画書等の概要について説明>

<審議の概要>

○ 職員の配置計画について、火葬業務は2名となっているが、ローテーションの中では場長、副責任者が火葬炉業務をするということか。

→ 勤務は、5名のローテーションで、出勤4名の中で業務を行いたいと考えている。

○ 4名の方で受付と火葬業務、全体の管理というのは厳しいのではないか。

→ 動物火葬もあり、人員体制についてはシミュレーションし、予約の時間も含めて検討した。栃木県の斎場も同規模程度の件数であり、常時2名から3名で行っている。一日の件数もほぼ同じ件数だと思われ、受付を含めても十分対応可能と判断した。

○ 場長や副責任者は実務経験のある方か。

→ 実際に営業として回っている者も実務経験があり、野田市で受注した場合は異動という形で対応を考えている。

- 接遇職員日常清掃業務とは日常清掃業務とは別に接遇をするのか。
- 接遇というのは、受付と収骨業務を行うとの考えで、日によって件数が少ない時は清掃業務を行う。火葬炉業務だけは行わない。女性を考えている。
- 類似業務実績について、君津市と鹿沼市での年間の火葬件数は何件か。
- 君津市が年間で400件弱、鹿沼市が1,300件である。
- 野田市では、人体のほか動物があり二つ合わせると2,900件から3,000件ぐらいになる。対応は可能か。
- 5名のうち4名が基本的に出勤する体制をとっており、人体が3名、動物が1名の4名の対応で十分可能と考える。
- 火葬炉の点検と電気集塵機の保守点検は自社対応ではなく、外部に委託することで事業者 비해不利になる部分などはあるのか。
- 当社に実務経験のある者が、火葬炉関係の設備に関して経験からも自信があり、関東近辺にいるため何かあればすぐに対応可能である。また、委託予定事業者の内藤工業所も関東に支社があり即対応が可能である。
鹿沼市は内藤工業所に点検を依頼しており、不具合があった時は電話一本で対応可能となっている。
- グループ会社が御社を買い取り東京に移転してきたという理解で良いか。
- 東京に移転したのは、以前、東京に残骨灰の処理を行っていた会社があり、そこをグループの中に入れた形である。
- 残骨灰の会社をグループに入れたが、それとは別に新たに火葬の業務も行い、今後は力を入れていきたいという理解で良いか。
- そのとおりである。
- これから火葬に力を入れるということだが、火葬技術管理士などの有資格者はいるのか。
- 火葬技術管理士資格を取得している者が通常は営業活動を行っているが、急な休みや応援の対応が十分可能である。
- 実際に配置される人は、資格を持っているのか。君津市など今までの実績では。
- 現状の現場の方は現在持っていない。今後、取得するように考えている。

—株式会社協働管財が退室—

<採点整理>

各委員が応募団体からの説明及び質疑内容を基に採点する。

- (3) 野田市斎場指定管理者指定申請に係る第2次審査合格者の決定(指定管理者候補者の決定)について

<第2次審査の評価表の集計結果について説明>

第2次審査の評価表のうち、適格要件は全ての委員が適格と評価した。

集計の結果、評価項目13項目65点満点に対し、第1位はタカラビルメン株式会社の44.6点で100点満点に換算すると68.6点、第2位は〇〇〇〇〇の43.8点で100点満点に換算すると67.4点、第3位は△△△△△の41.8点で100点満点に換算すると64.3点。なお、□□□□□については、合格点に達しなかった。

<審議の概要>

- 第1位のタカラビルメン株式会社を指定管理者候補者として今後協議に入ることとし、第2位の〇〇〇〇〇と第3位の△△△△△を補欠者として、合格基準に満たなかった□□□□□は不合格としてよろしいか。

→ 異議無し

<審議の結果>

野田市斎場指定管理者候補者は、タカラビルメン株式会社に決定する。

(4) その他

<事務局から今後の日程について説明>

3 閉会